

## まつさかファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、まつさかファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(センターの目的)

第2条 センターは、育児の援助を受けたい者と、育児の援助を行いたい者を会員として組織化し、会員相互が協力し、育児の援助を行うことで、地域での子育て支援と子の養育を行う者が仕事と育児の両立を図り、安心して働くことができる環境づくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 センターの事務所は、松阪市日野町788番地 カリヨンプラザ1階に置く。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集及び登録その他の会員組織に関すること。
- (2) 会員相互の育児に関する援助活動（以下「相互援助活動」という。）の調整に関すること。
- (3) 会員を対象とする講習会、交流会等に関すること。
- (4) 広報誌を発行すること。
- (5) 保育園その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの代表者が必要と認めた業務。

2 センターの代表者は、市長とする。

(児童の範囲)

第5条 事業の対象となる児童は、おおむね生後4か月から学校教育法に定める小学校（盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）を卒業するまでの児童（以下「対象児童」という。）とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。

(会員)

第6条 会員は、松阪市内及びその近隣市町に在住する者及び松阪市内の事業所等に通勤又は通学する育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）と育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）であって、センターの目的を理解する者とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。退会後もまた同様とする。

(入会等)

第7条 会員になろうとする者（以下「申込者」という。）は、まつさかファミリーサポートセンター入会申込書（第1号様式）をセンターに提出し、センターが実施する相互

援助活動に関する講習会を受講しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

- センターは、前項の講習会を受講した申込者について、適当と認めたときは、まつさかファミリーサポートセンター会員証（第2号様式）を交付する。

（会員登録の更新）

第8条 会員登録は、4月1日（年度途中において会員となった場合は、当該会員となった日）から翌年の3月31日までとし、当該会員の登録の継続を希望するときは、まつさかファミリーサポートセンター会員登録継続申込書（第3号様式）をセンターに提出しなければならない。

（事故責任）

第9条 援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間において、解決しなければならない。

（保険）

第10条 会員は、相互援助活動中に生じた事故による損害賠償に備えるため、一般財団法人女性労働協会を保険契約者とする「地域子育て支援事業補償保険」に一括して加入するものとする。この場合において、これに係る保険料については、センターが全額負担する。

（退会）

第11条 会員は、退会しようとするときは、まつさかファミリーサポートセンター退会届（第4号様式）をセンターに提出するとともに、第6条第2項により交付された会員証を返還しなくてはならない。

（アドバイザー等）

第12条 センターの円滑な運営を図るため、センターにアドバイザーを置く。

アドバイザーは、第4条に規定する業務を行うほか、次に掲げる業務を行う。

- （1）相互援助活動の相談に関すること。
  - （2）事業の事務処理に関すること。
  - （3）次項に規定するサブ・リーダーの育成、指導等に関すること。
- 2 アドバイザーは、相互援助活動の円滑な調整を図る必要があると認めるときは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役として会員の中からサブ・リーダーを選任し、当該サブ・リーダーに当該会員グループ内の相互援助活動の調整を行わせることができる。

（相互援助活動の内容）

第13条 相互援助活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ等（以下「保育園等」という。）へ対象児童を送迎すること。
- （2）保育園等の始業時間前又は終業時間後に対象児童を預かること。

- (3) 対象児童が軽度の病気の場合、保育園等が休日の場合その他の事由がある場合に対象児童を預かること。
  - (4) 母親の育児に対しての身体的、精神的な負担を軽減し、対象児童を預かることで育児からのリフレッシュを図ること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助を行うこと。
- 2 対象児童を預かる場合は、原則として援助会員の家庭において行うものとする。
  - 3 前項において、特別な事情があり、センターが特に認めた場合は、この限りでない。

#### (相互援助活動の実施方法)

- 第14条 依頼会員は、育児の援助を必要とする時は、アドバイザー又はサブ・リーダー（以下「アドバイザー等」という。）に援助の依頼の申込みをするものとする。
- 2 アドバイザー等は、前項の規定による申込みを受けたときは、援助依頼受付簿（第5号様式）に必要事項を記載するとともに、当該申込に係る援助を実施することができる援助会員の中から当該依頼会員に紹介する。
  - 3 前項の規定による紹介を受けた依頼会員は、当該援助会員と当該申込に係る援助の内容等について事前に十分な協議を行い、援助の実施を相互に決定する。
  - 4 援助会員は、援助の実施の終了後、援助活動記録票（第6号様式。以下「記録票」という。）に実施した援助の内容を記録し、依頼会員の確認を受けなければならない。
  - 5 依頼会員は、第3項による申込内容以外の援助を求めてはならない。
  - 6 援助会員は、第4項の記録簿を1ヶ月に1回、アドバイザー（サブ・リーダーが置かれている場合には、サブ・リーダーを経由して）に提出するものとする。

#### (報酬)

- 第15条 依頼会員は、相互援助活動の終了後に、援助会員に対して、別に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

#### (旅費)

- 第16条 アドバイザー等がセンターの業務のため旅行をしたときは、別に定められた基準に従って旅費を支払うものとする。

#### (補則)

- 第17条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- この会則は、平成15年9月1日から施行する。  
この会則は、平成16年4月1日から施行する。  
この会則は、平成17年1月1日から施行する。  
この会則は、平成19年9月3日から施行する。  
この会則は、平成23年4月1日から施行する。  
この会則は、平成27年4月1日から施行する。